

# 全 員 協 議 会

日 時 令和3年3月23日（火）  
午前9時  
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

# 第60回議運決定事項

令和3年3月19日（金）

## 1 令和3年第1回（3月）定例会に関する事項について

### (1) 追加議案について

執行部から、議案1件を追加したい旨の依頼があり、議事日程に反映することとし、産業建設常任委員会で審査することとした。

- ・議案第40号 令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1回）について（公営）

### (2) 議会基本条例について・・・資料1

全議員一致の議案として、申し合わせ事項28により、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、3月25日の本会議に上程し、委員会付託を省略し、即決となることを確認した。

### (3) 議案第33号の訂正について・・・資料2

議案第33号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、議案についての訂正の請求が執行部からあった。審査に影響する内容ではないとの判断から、既に委員会審査を終了しているため、3月23日（火）の本会議で、市長から説明が行われることを確認した。

### (4) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
3	23	火	午前9時30分	本会議	・ <u>議案第33号の訂正について</u> ・令和3年度関係議案1件を上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
			午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（新年度）
			委員会終了後	委員会	・産業建設常任委員会
3	24	水		休 会	・議事整理日
3	25	木	午前10時	本会議	・付託案件（議案第19号）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・付託案件（議案第19号を除く）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・ <u>議員提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</u> ・閉会中の調査事項について

- 2 陳情書（陳情等による参考人の発言の責任の所在当に関わる陳情書）

・・・資料3

議会運営委員会で担当することとした。

- 3 抗議文について（山田伸幸議員の不穏当発言の取り消し）

これを補完する資料（資料4）が追加で提出され、これも併せて引き続き議会運営委員会で協議していくこととした。

## 議員提出議案第 号

山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 矢 田 松 夫  
賛成者 山陽小野田市議会議員 長谷川 知 司  
〃 山陽小野田市議会議員 伊 場 勇  
〃 山陽小野田市議会議員 河 野 朋 子  
〃 山陽小野田市議会議員 高 松 秀 樹

## 山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 議会事務局等の体制整備（第31条・第32条）」を「第8章 体制整備（第31条—第33条）」に、「第33条・第34条」を「第34条・第35条」に、「第10章 補則（第35条）」を「第10章 補則（第36条）」に改める。

第35条を第36条とする。

第34条第1項中「この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに」を「一般選挙を経た任期開始の日から起算して2年経過したときは、速やかに議会運営委員会において、この条例の目的が達せられているかどうかについて」に改め、同条第3項中「任期開始後速やかに、この条例の」を「任期開始の日後速やかに、及びその日から2年を経過する日前にそれぞれ、この条例に関する」に改め、第9章中同条を第35条とする。

第33条を第34条とする。

「第 8 章 議会事務局等の体制整備」を「第 8 章 体制整備」に改める。

第 8 章中第 3 2 条を第 3 3 条とし、第 3 1 条を第 3 2 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(危機対応)

第 3 1 条 議会は、災害等緊急事態が発生し、又は発生するおそれが高いときは、危機対応組織を設置して、その影響を最小限にとどめるとともに、被害の迅速な回復を図るよう努めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p><u>第8章 体制整備 (第31条—第33条)</u></p> <p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続 (<u>第34条・第35条</u>)</p> <p><u>第10章 補則 (第36条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第8章 体制整備</u> <u>(危機対応)</u></p> <p><u>第31条 議会は、災害等緊急事態が発生し、又は発生するおそれが高いときは、危機対応組織を設置して、その影響を最小限にとどめるとともに、被害の迅速な回復を図るよう努めます。</u></p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p><u>第8章 議会事務局等の体制整備 (第31条・第32条)</u></p> <p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続 (<u>第33条・第34条</u>)</p> <p><u>第10章 補則 (第35条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第8章 議会事務局等の体制整備</u></p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p>

<p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(条例の見直し等)</p> <p><u>第35条</u> 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始の日から起算して2年経過したときは、速やかに議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証</u>します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始の日後速やかに、及びその日から2年を経過する日前にそれぞれ、この条例に関する研修を行います。</u></p> <p>第10章 補則</p> <p><u>第36条</u> (略)</p>	<p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>(条例の見直し等)</p> <p><u>第34条</u> 議会は、<u>この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証</u>します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。</u></p> <p>第10章 補則</p> <p><u>第35条</u> (略)</p>
---	--

## 議案説明

ただいま上程されました議案1件について御説明いたします。

議員提出議案第 号は、山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、議会運営委員会において昨年から行ってきた本条例の検証の結果を踏まえ、行うものであります。

改正の内容は、災害等緊急事態が発生し、又は発生する恐れが高いときの議会の対応として、危機対応組織を設置し、対処に努める旨の規定を加えるとともに、本条例の検証時期を現行の2年ごとから、4年の任期中において1回とする一方、本条例に関する議員研修を現行の1回から2回に増やすことで、効率的・効果的な検証並びに任期中における議会活動及び議員活動の一層の充実強化を図れるようにするものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

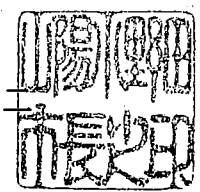




山 総 第 4 6 2 7 号  
令和 3 年 (2021 年) 3 月 1 2 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



事件の訂正の請求について

令和 3 年 2 月 2 2 日に提出した議案第 3 3 号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、下記のとおり訂正したいので、山陽小野田市議会会議規則第 1 8 条の規定により請求します。

記

1 訂正の理由及び内容

別表第 1 8 の 6 の項備考 2 中の改正において誤りがあったため訂正するものです。

訂正後	訂正前
<p>2 アに係る申請書に、<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>が作成した当該申請に係る法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>2 アに係る申請書に、<u>登録建築物調査機関</u>が作成した当該申請に係る法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>



令和3年3月12日

山陽小野田市議会  
議長 小野 泰 様

大字小野田 3929 C-202

樋口晋也

## 陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書

山陽小野田市議会では陳情・請願ともに市内からの要請である場合に参考人の意見陳述を実施されております。このことは市民の意見を聞くという議会改革の基本を踏まえた実効性のある施策でありその労力は多大で、議員各位の日々の研鑽に敬意を表するものです。

去る令和3年2月25日の産業建設常任委員会の小野田中央青果仲買人組合 組合長 参考人の発言で、あたかも人が亡くなられた原因が特定の事業者によってそのことが起きたというような不穏当な発言がありました。しかしこのことは本人からの申し出もあり議会によって議事録からは削除されることとなりましたが、参考人からその事業者への謝罪は行われていません。このような幕引きが正当なのでしょうか。発言したものの勝ちで、その後取り消してくださいと言ったらそれで終わりというのは市民感情としては不公平感が残ります。議会が招いた責任は無いのでしょうか。そのことを「民事」の一言で片づけるのは余りにも議会は無責任ではないのでしょうか。

もちろんこのような事態は開かれた議会を推進する山陽小野田市議会だからこそ出てきた課題であると承知しておりますが、今後の議会運営を考えたときに委員長権限のみに委ねるのではなく一定のルールに基づいて議事録削除等の手続きが取られることが必要ではないのでしょうか。議会が市民による市民の誹謗中傷の場として利用されることは市議会の本意ではないと考えております。以上のことを踏まえ下記につきまして陳情いたします。

## 記

1. 議会における参考人による「不穏当発言の対処方法について明確にすること
2. 不適切な発言があった場合の上記1に関わる責任の取り方について明確にすること

以上



令和 3 年 3 月 18 日

山陽小野田市議会  
議長 小野 泰 様

山口県山陽小野田市大字西高泊1198番地10  
Yフーズ株式会社  
代表取締役 山崎 敏彦

## 要望書

## 【要望趣旨】

去る令和 3 年 3 月 22 日、本会議場における山田伸幸議員の不適切発言について、本人は全く反省するどころか、さもすべて事実で問題なく、このことを取り上げた小野議長に問題があると議長に嘯みつくという異常事態となっております。

そして山田議員のその後の言動も弊社の名誉を傷つけるもので到底看過できるものではありません。

このことは弊社が山陽小野田市で商いを行っていくうえで明確にする必要性を感じこのようなかたちで提出させていただきました。山陽小野田市議会に於かれましては、是非とも真実をご確認いただき適切に処理されますよう要望いたします。

## 【要望内容】

- 1.山田議員の不適切発言の確認
- 2.山田議員の不適切発言の取り消し
- 3.山田議員の謝罪
- 4.議員各位への事実の周知

## 【詳細】

山田議員の議場での質問は下記 3 点

- A、買い受け人全体の営業に影響が出るのではないのか
- B、新たな卸売市場で公平公正な市場が維持できるのか
- C、保証金がこれまで 5 万円が 50 万円と提案されているがこれに全ての買い受け人が対応できるのか

A について、運営会社が変わるということは変化があるということではないでしょうか

B について、何を以って不公平と言われていたのか理解できません

C について、山田議員はいったい何ヶ所の市場を調査されたのか、何百万も必要なところはいくらでもありますし、お金の問題ではなく一定の取り扱い実績がなければ話もできない市場もあります

上記の 3 点についてははっきりと申し上げたいことは、運営方法や保証金のことも全てにおいてこれまでと 100%同様に運営することは不可能であるということをご理解ください。

皆さんは先例として小野田中央青果の倒産を見てこられたのではないのでしょうか。



小野田中央青果は何故倒産したのでしょうか。もちろん理由は様々ですがその教訓を活かし市場運営を考えることは当然で、これを否定されることに違和感を覚えます。

小野田中央青果と同じ轍を踏むことはあり得ないことです。

保証金についての発言がありました。弊社が市場を運営するにあたり取引額が現状維持では、市場を継続していくことは不可能です。より多くの方々に参入いただき取扱量を拡大させていかななくてはなりません。そうすると当然市外・県外からも業者から声がかかってくると思っています。そんな時に無条件に保証金5万円といった商売はできません。一定のリスク管理を行うことは当然です。それは山田議員の発言に対して執行部答弁がありましたように市場には公平公正な取引が義務付けられておりますので、地元の方々にも公平に条件提示させていただきました。

しかし、これまで小野田中央青果とのお取引をされてこられた善良なるお取引先につきましては、これまで同様お取引をさせていただけるようにすることをお約束しておりますので、市場外での個別契約とすることで市場としての公正公平を担保することといたしました。

公平公正を担保するための配慮を逆手にとって不公平との山田議員の発言は弊社を陥れるための悪意に満ちた発言としか受け止められません。

#### 【山田議員発言の問題点】

上記のような経緯や取り組みを踏まえ山田議員の発言を聞いたときに4つの問題点を感じました。

- ① 山田議員は弊社が「独善的で不平等などんでもない会社である」という前提に立っているためにこのような偏った発言となったこと。
- ② 山田議員は市場運営が分からない中での無責任な発言を行ったこと。
- ③ 山田議員本人ができる調査を行わずに無責任な発言をしたこと。
- ④ 山田議員の発言に嘘があること。

#### ●山田議員が質問された上記①～③までについて

山田議員は「調査した事実」であることを主張されますが、これまで代表者である私、山崎と2度面談したことがあります。私の携帯電話番号もご存じです。知らない中ではないにもかかわらず、この度の一件で事前に私に聞き取りはありませんでした。

全てはそこから派生していることだと考えています。偏った聞き取りで「調査した」と言い議場という公の場で弊社の風評を陥れたことについて大変遺憾に思っています。

また④につきましては、「保証金を払えない人には去って下さい」との議場での発言がありましたがそのような発言は一切したことはなく山田議員の捏造です。

こうした捏造発言によってそれ以外の発言に信憑性を持たせ弊社のイメージが損なわれた事実を市議会の皆様にご理解いただきたいと切なる思いであります。

議員が議場で嘘をつき、それによっていかなる市民をも陥れることが許されてはならないと強く要望いたします。

新しく中央青果跡地で頑張っていくこれからの会社です。議会の皆さんも応援してください。

以上